明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令（**総務**六）　一

○国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令（**文部科学**二）　二

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（**厚生労働**一二）　二

〔訓　令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（**内閣府**一）　二

〔告　示〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（**金融庁**二）　二

○予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村等であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件の一部を改正する告示（**総務**四〇）　三

○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**六六）　四

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（**文部科学**三）　六

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（**厚生労働**二二）　八

○保安林の指定をする件（**農林水産**二八六～三〇四）　九

○肥料を登録した件（**同**三〇五）　九

○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を公示する件（**経済産業**二三）　九

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**二七八～二八〇）　九

○道路に関する件（**四国地方整備局**一〇、一一）　九

〔国会事項〕

法務省　財務省　国税庁　農林水産省

〔人事異動〕

海上保安庁

〔叙位・叙勲〕

〔公　告〕

諸事項

官庁

課徴金納付命令決定、財団、有権者申出方、公示送達関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省　令

○総務省令第六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月三日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「選挙人名簿システム改修費補助金」の次に「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年度に取得した財産からこれを適用する。

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年二月三日

文部科学大臣　馳　浩

国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内の平成二十九年度に開設する医学部を置く大学に係る大学設置基準の特例に関する省令

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の認定を受けた区域計画（同法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）に定められた平成二十九年度に開設する医学部（医学に関する学科のみを置く学部をいう。以下同じ。）を置く大学に関し、当該医学部の収容定員が七百二十人を超え八百四十人までの場合における大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条及び第三十七条の二の規定の適用については、次に定めるところによる。